

道州制に関する報告・提言等の比較

| | 政府 【道州制ビジョン懇談会】 | 自由民主党 【道州制推進本部】 | 日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】 | 全国知事会 【道州制特別委員会】 | 九州地域戦略会議 【第2次道州制検討委員会】 |
|------------|---|---|---|---|--|
| 理念・目的 | <p>○理念 時代に適応した「新しい国のかたち」に —中央集権型国家から分権型国家へ— 「地域主権型道州制」</p> <p>○目的 ・繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化 ・国際競争力の強化と経済・財政基盤の確立 ・住民本位の地域づくり ・効率的・効果的行政と責任ある財政運営 ・国家・国民経済の安全性の強化</p> | <p>○理念 日本再生のための中央政府・地方政府の 責任の明確化と地域の経済力の強化 「連邦制に限りなく近い道州制」</p> <p>○目的 ・中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の 地方分権体制へ移行 ・国家戦略、危機管理に強い中央政府と国際 競争力を持つ地域経営主体として自立した 道州政府を創出 ・国・地方の政府の徹底的な効率化 ・東京一極集中の是正と地方に多様で活力 ある経済圏を創出</p> | <p>○理念 明治以来の中央集権体制から地域自立 体制への移行 「平成の廃県置州」</p> <p>○目的 ・各地に活力に富む自立した広域経済圏が形 成され、東京一極集中を解消 ・「究極の構造改革」を通じた行政サービスの 質的向上と真の地方自治の実現 ・官の役割の見直しによる民主導の経済社会 の実現</p> | <p>○理念 国と地方双方の政府の再構築による真の 分権型社会の実現</p> <p>○目的 ・中央集権型システムを改め、地方が真に自 立した地方分権型システムを確立</p> | <p>○理念 わが国の統治機構や社会の仕組みを抜本 的に見直し、新しい国のかたちを構築 「地方分権型国家」</p> <p>○目的 ・基礎自治体が主役の地域づくりを実現 ・多極型国土の形成を通じて国内各地に創造力 拠点を構築 ・国家として対応すべき課題への高い解決 能力を持つ政府を実現 ・国と地方を通じた行財政改革を進め、簡素 で効率的な行政を実現</p> |
| メリット・デメリット | <p>○メリット ・受益と負担の関係明確化 ・政策の意思決定過程の透明化 ・東京一極集中の是正 ・迅速で効果的な政策展開 ・重複行政の排除 ・広域経済文化圏の確立 ・国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立</p> <p>○課題 ・地域間格差の拡大 ・道州の人材・能力の不足 ・住民自治の形骸化 ・道州間の誘致競争の激化 ・都道府県単位の業界・文化団体への影響</p> | <p>○メリット ・インフラ整備・サービス供給のスケールメリット ・東京以外にも成長の核となる都市が育つ ・地域間の経済力格差の縮小 ・国全体の多様化・活性化 ・中央政府の国家戦略・危機管理能力の向上 ・国・地方の政府のスリム化 ・責任の明確化と地域に応じたサービス提供</p> <p>○デメリット ・道州政府は住民から遠くなる ・小規模自治体への補完機能の弱体化 ・道州内の一極集中・地域間格差 ・文化、伝統、郷土意識の喪失 ・都道府県を単位とするマーケットの縮小</p> | <p>○メリット ・防災・消防体制の強化 ・地域の治安向上 ・子育て支援・人材育成策の充実 ・地域医療・介護の体制充実 ・独自の産業振興策の展開による雇用創出 ・地域資源を活かした観光振興の推進 ・地域の農林水産業の活性化 ・個性的なまちづくり ・効果的な環境保全 ・近隣諸国、地域との経済交流の活発化</p> | <p>○メリット(H18.6特別委員会) ・国のかたちを変える地方分権改革の推進 ・広域的課題の一元的・総合的な取組が可能 ・資源を効果的に活用した地域経営が可能 ・横断的施策展開による主体性の向上 ・行政運営が身近となり自治・分権が拡大 ・地域の経済や社会の活性化 ・活力ある地域社会の形成</p> <p>○デメリット(H18.6特別委員会) ・住民の一体感、アイデンティティの喪失 ・政策決定主体が都道府県より遠くなる ・道州間の財政力格差の調整の困難化</p> | <p>○メリット ・医療制度の充実した社会の実現 ・安心して子育てできる社会の実現 ・九州一体的発展のための交通基盤の整備 ・河川の一元管理による河川づくりと水資源の確保 ・豊かな自然と生活環境を守り育む九州の実現 ・地域の特色を活かした九州を担う人材の育成 ・「フードアイランド九州」の実現 ・九州が一体となった対東アジア戦略の策定</p> <p>○デメリット(H18.10答申) ・各地域のアイデンティティが消失する ・九州全体が画一化する ・道州内の地域間格差が拡大する ・県単位で事業を展開している企業の問題</p> |
| 役割・権限 | <p>国の権限は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担う</p> <p>○基礎自治体 ・地域に密着した対人サービスなどの行政分野</p> <p>○道州 ・広域行政、規格基準の設定、基礎自治体の財政格差調整</p> <p>○国 ・国家の存立、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国統一基準の制定に限定</p> | <p>○役割分担の3原則(第2次中間報告) ・国が政策・制度の基本・基準を定める場合も実施主体は道州及び基礎自治体 ・地方支分部局は廃止し、その機能は道州又は基礎自治体に移管 ・国庫補助事業は、財源を付して道州又は基礎自治体に移管</p> <p>○第3次中間報告 ・権限・財源・人間は基礎自治体優先で配分 ・都道府県の仕事は原則基礎自治体に移管 ・国の仕事は国本来以外は道州に移管</p> | <p>国の役割は外交や防衛など必要最小限のものに限定し、国民の日々の生活に関わる政策のほとんどは、道州あるいは基礎自治体がそれぞれの地域の実情や地域の経営戦略に基づき立案・実施</p> <p>・国の役割について「選択と集中」を図り中央省庁を半数程度に解体・再編する</p> <p>・内政においては道州・基礎自治体が主体となり政策を立案・実施する</p> | <p>国の事務は国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は基本的に地方が担うべき</p> <p>○内政分野で国が担う分野 ・通貨や旅券など国でなければならないもの ・航空管制や気象など国が一括して担う方が合理的・効率的なもの ・基本法制や金融など全国一律に規律しなければ重大な支障が生じるルールの設定</p> | <p>国と地方の関係を、重層型から分離型へ転換、内政に関する事務の多くは地方が担う</p> <p>○国の役割 ・外交、防衛等に係るもので国と地方で重複なし</p> <p>○道州の役割 ・河川、港湾、空港、経済等、一つの基礎自治体を越え、広域的に対応する方が効率的な分野</p> <p>○基礎自治体の役割 ・保健福祉等、対人サービスをはじめとする住民に直接関わる分野</p> |

道州制に関する報告・提言等の比較

| | 政府 【道州制ビジョン懇談会】 | 自由民主党 【道州制推進本部】 | 日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】 | 全国知事会 【道州制特別委員会】 | 九州地域戦略会議 【第2次道州制検討委員会】 |
|---------|---|---|--|---|--|
| 組織・自治権等 | <ul style="list-style-type: none"> ○組織 <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律で設置基準を設けるのではなく、各道州独自の立法で自主的に組織を形成 ○首長・議員の選出方法 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の直接選挙で選出 ○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> ・国の法律は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州の立法に委ねる ・国の権限は法律と政令までとし、省令、規則等での拘束はできない ○国・道州間の調整等 <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換等の場として「国・道州連絡協議会」 ・国と道州で争いがある際の「裁定・調整機関」 | <ul style="list-style-type: none"> ○首長と議会 <ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制を基本とすべき (多選制限の必要性、議員内閣制も?) ○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> ・国の法律は大枠のかつ最小限の内容に限り、具体的事項は道州の自治立法に委ねる ・法律に規定する場合には、原則として道州の自治立法で変更が可能(「上書き」) ・基礎自治体の事務や組織に関する規定は道州の自治立法では認めないことが適当ではないか。一方で道州に委ねる選択肢もある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> ・国による法令の規律密度を緩和し、条例制定権を有効に活用 ○道州間・基礎自治体間の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・調整すべき問題が生じた場合は、「道州政策協議機構」で自律的に調整 | <ul style="list-style-type: none"> ○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> ・事務執行主体の立法を基本とすべき ・国法の規定は最小限度の基本的な事項に限り、具体的事項は自治立法とすべき ・保障措置として、国法の役割を限定する法規範、国の立法過程への地方の参画、国法と自治立法の競合を調整する仕組みが必要 ○首長・議員の選出方法 <ul style="list-style-type: none"> ・首長は直接公選 議院内閣制も検討すべきとの意見あり ・議員選出方法は選挙区制 比例代表制を加味することも考えられる | <ul style="list-style-type: none"> ○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> ・国の関与は基本的な事項を示すにとどめ、具体的な内容は道州又は基礎自治体に委ねる ・企画立案から執行までを一貫して実施 ○首長・議員の選出方法 <ul style="list-style-type: none"> ・公選の議会と首長 ○道州間・記と自治体間の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障に関する事務、全国的な統計事務などを行うため、独立した執行機関の共同設置を検討 ・道路や空港などの社会基盤の規格など、それぞれの権限に属する事務について、相互調整、調査研究のため、「全州会議」、「基礎自治体会議」の設置を検討 |
| 税財政制度 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本原則 <ul style="list-style-type: none"> ・偏在性が小さく安定性を備えた新たな税体系を構築 ・課税自主権を付与 ※専門委員会による検討(1年を目途) <ul style="list-style-type: none"> ・税財政制度 ・国の資産・債務の取扱い ・経済・財政格差の調整 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの財源に依存しない自立で安定し偏在性の少ない地方税を中心とした体系 ○財源保障・財政調整 <ul style="list-style-type: none"> ・道州が財政的に自立できるまでの間は道州間の税源偏在の調整が必要であり、必要な財源保障、財政調整は国の役割として行うべき ※2次報告にあった「シビルミニマム交付金」や第二段階での「調整システムの廃止」については3次報告には記述なし | <ul style="list-style-type: none"> ○基本 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な財源を新たな視点から国税、地方税に再編し、地方交付税、国庫補助負担金を廃止 ○財政調整等 <ul style="list-style-type: none"> ・「地方共有税」を創設し水平的財政調整を実施し、道州間の配分は「道州政策協議機構」で決定 ・「安心安全交付金」を新設し全国的に一定水準の行政サービスを保障 ・地方の基幹的財源として地方消費税を充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担と税源配分をできるだけ一致させ、国から地方への移転財源はできるだけ設けない ・地方の自主財源確保のため、国税から地方税への大幅な税源移譲 ・地域偏在の大きい税目を中心に、地方共同財源(財政調整原資)を設ける ○財政調整等 <ul style="list-style-type: none"> ・「国による垂直調整」でもなく、「地方税の拠出方式による水平調整」でもない、「地方共同財源による財政調整」とする |
| 区割り・州都 | <ul style="list-style-type: none"> ○区域 <ul style="list-style-type: none"> ・住民意思を尊重し、法律でブロック分け ・必要に応じ、専門委員会を設け、透明性のある基準を設定し、基本方針を報告 ○議会・行政庁の所在地 <ul style="list-style-type: none"> ・道州の議会・行政庁の所在地は各道州が決定 | <ul style="list-style-type: none"> ○区域 <ul style="list-style-type: none"> ・区割りについては、4案を提示 ・スケールメリットの発揮、海外と交流・競争できる規模、地域文化等の維持向上を考慮すべき ○州都の選択肢 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロックの中核都市 ・その他の都市あるいは中小都市 | <ul style="list-style-type: none"> ○区域 <ul style="list-style-type: none"> ・全国を10程度の区域に区分 | <ul style="list-style-type: none"> ○区域 <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべき ・枠組みの議論ばかりを先行させるのではなく地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定すべき | <ul style="list-style-type: none"> ○区域 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域自治体として全国に複数の道州を創設 ○州都のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・州都に求められる機能及び九州の地域づくりの方向性に照らし、九州全体の利益に資する州都について、多面的、多角的な検討が必要 |

道州制に関する報告・提言等の比較

| | 政府 【道州制ビジョン懇談会】 | 自由民主党 【道州制推進本部】 | 日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】 | 全国知事会 【道州制特別委員会】 | 九州地域戦略会議 【第2次道州制検討委員会】 |
|---------|--|---|--|---|---|
| 基礎自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ○規模 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模が望ましいが、地域住民が「自らの政治」を実感できることも重要 ○小規模自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体としての仕事が十分にできない可能性がある小規模基礎自治体への対応は別途検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○規模等 <ul style="list-style-type: none"> ・人口30万以上（最低でも10万以上） ・合併を強力に推進し、700～1000に再編 ・自治体内分権の仕組みを創設 ○小規模自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には近隣基礎自治体が補完 ・近隣自治体の内部団体への移行を基本 <p>※一律ではなく各道州に任せる考えもある</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○規模等 <ul style="list-style-type: none"> ・1000程度に集約するための環境整備 ・大都市制度の見直し ○小規模自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模基礎自治体の事務を道州が補完できる等柔軟性のある制度が適当 | <ul style="list-style-type: none"> ○小規模自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には近隣の基礎自治体との連携強化により対応 ・一方で、道州による執行など、地域の実情に応じた柔軟性のある制度とすることが適当 | <ul style="list-style-type: none"> ○小規模自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島・中山間地を有する九州では小規模な基礎自治体について特段の配慮が必要 |
| 導入プロセス等 | <ul style="list-style-type: none"> ○移行時期 <ul style="list-style-type: none"> ・概ね10年後、2018年までに完全移行 ○移行方法 <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律に移行 ○基本法と機関 <ul style="list-style-type: none"> ・道州制基本法の原案を2010年には作成し、翌年の通常国会に提出 ・基本法に基づき、検討機関として「道州制諮問会議」を内閣に設置 ・支援機関として「道州制推進会議」を設置 ・各地域には道州制推進組織を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○移行時期 <ul style="list-style-type: none"> ・2015年から2017年を目途に導入 ○基本法 <ul style="list-style-type: none"> ・基本法の制定が不可欠 | <ul style="list-style-type: none"> ○移行時期 <ul style="list-style-type: none"> ・2015年を目途に導入 ○道州制に関する検討機関の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・2009年に課題を議論する場として設置 ○基本法 <ul style="list-style-type: none"> ・2009年に制定 ○道州制導入関連一括法 <ul style="list-style-type: none"> ・2013年に制定 ・国・道州・基礎自治体の役割の再規定 ・税財政関連法の抜本改革 ・行政組織及び議会・執行体制の改革 ○区割りの決定 <ul style="list-style-type: none"> ・2013年に決定 | <ul style="list-style-type: none"> ○検討機関 <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が一体となった常設の検討機関の設置が必要 ○国民意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・メリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるよう努める | <ul style="list-style-type: none"> ○九州が目指す姿、将来ビジョンの提案 <ul style="list-style-type: none"> ・市民へのPRのための具体的なビジョンの描き出し（市民生活や企業活動がどう改善されるか） ○住民及び国の関心を高めるためのPR戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の理解と支持が何よりも重要であり、国民的な議論を喚起することが必要なため、PR戦略を策定 |
| 特区 | <ul style="list-style-type: none"> ○北海道の提案への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・国は、北海道からの提案を真摯に受け止め、権限・財源の移譲に積極的に取り組む →国全体の道州制の制度設計等に寄与 ○広域連合への適用 <ul style="list-style-type: none"> ・道州制移行の前段として特区の適用ができるようにすべき | <ul style="list-style-type: none"> ○取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道のモデル的、先行的な取組を推進 ・九州や関西などの取組を党としてバックアップ | <ul style="list-style-type: none"> ○北海道の提案への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の提案を最大限認める ・権限移譲が行われる場合に財源も措置 ○広域連合の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲や規制の特例措置、交付金などのインセンティブ措置の実施 | | |
| 提言・報告等 | <ul style="list-style-type: none"> ○中間報告(H20.3.24) | <ul style="list-style-type: none"> ○道州制に関する中間報告(H17.10.28) ○道州制に関する第2次中間報告(H19.6.14) ○道州制に関する第3次中間報告(H20.7.29) | <ul style="list-style-type: none"> ○道州制の導入に向けた第1次提言(H19.3.28) ○道州制の導入に向けた第2次提言(H20.11.14) | <ul style="list-style-type: none"> ○道州制に関する基本的考え方(H19.1.18) ○全国知事会道州制特別委員会検討状況報告(H19.12.19) ○全国知事会道州制特別委員会平成20年度検討状況報告(H21.7.2) | <ul style="list-style-type: none"> ○道州制に関する答申(H18.10.24) ○道州制の九州モデル答申(H20.10.30) ○「九州が目指す姿、将来ビジョン」及び「住民及び国の関心を高めるためのPR戦略」について(報告書)(H21.6.2) |

(注)全国知事会道州制特別委員会資料を抜粋・加工